

事 務 連 絡
平成31年4月23日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の
算出等の考え方（改訂版）について（送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く
御礼申し上げます。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、子ども・子育て支援法第
61条第1項に基づき、2020年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計
画を作成いただく必要があること及び作成に当たって利用希望把握調査等の実
施が必要となることを「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望
把握調査等について」（平成30年5月24日付け事務連絡）において周知したと
ころです。

また、平成30年8月24日付け事務連絡において、「第二期市町村子ども・子
育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」をお示したとこ
ろですが、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に
係る『量の見込み』の算出等の考え方について」（平成30年12月27日付け事
務連絡）の内容及び後日お示しすることとしていた幼稚園における預かり保育
の量の見込みの算出の考え方その他の留意事項について追加で盛り込み、別添
のとおり改訂いたしました。

各市町村及び都道府県におかれましては、本改訂版に加えて、平成31年2月
18日に開催した「子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会」資料（別添）
も参考としてご活用いただき、適切に当該各計画を作成していただきますよう
お願いいたします。

各都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中
核市を除く管内市町村への周知・助言をお願いいたします。

なお、基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の
整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕
事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26
年内閣府告示第159号）をいう。）については、今後改正を予定していますので、

ご承知おきください。

また、各市町村において算出される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、2019年度末を目途に調査を実施する予定ですので、併せてご承知おきください。

問合せ先

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03-6257-1465 FAX:03-3581-2521